

議会議員の議員報酬等の支給の制限に関する条例

令和8年10月8日

条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、議会議員の職責及び市議会への市民の信頼の確保に鑑み、議会議員が会議等を長期欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給について、議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和21年横須賀市条例第17号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会議等 次に掲げるものをいう。

ア 横須賀市議会の定例会及び臨時会の本会議

イ 横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号。以下「基本条例」という。）第9条の規定により設置された委員会（横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）第11条の2に規定する分科会を含む。）

ウ 横須賀市議会会議規則（平成14年12月20日制定。以下「会議規則」という。）第65条の2の規定により設置された議会の運営に関し協議又は調整を行うための場

エ 横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定。以下「委員会規則」という。）第34条の2の規定により設置された委員会に準ずる協議を行うための場

オ 委員会規則第34条の3の規定により設置された特定の目的について検討を行うための場

カ 会議規則第71条に規定する議員の派遣

キ 委員会規則第17条に規定する委員会による委員の派遣

ク 基本条例第24条第2項に規定する議員研修会等

ケ アからクまでに掲げるもののほか、議長が別に定める会議

(2) 長期欠席 議会議員が疾病その他の事由により180日を超える期間にわたり会議等を全て欠席することをいう。

(証明書等の提出)

第3条 議会議員は、会議等を欠席した日から起算して会議等に出席することができることとなる日までの期間が 180日を超える場合は、当該出席の前に医師が就労可能である旨を記載した証明書等を議長に提出しなければならない。ただし、議長が提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。

(議員報酬の減額)

第4条 議会議員が長期欠席をした場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例第1条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき議員報酬額の月額から、当該額に最初に会議等を欠席した日から起算して会議等に出席した日の前日までの期間（以下「長期欠席期間」という。）につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とし、当該額を同欄に定める月数の期間適用する。

長 期 欠 席 期 間	減 額 割 合 及 び 月 数
180日を超え 210日以下の期間	100分の25を1月
210日を超え 240日以下の期間	100分の25を2月
240日を超え 270日以下の期間	100分の25を3月
270日を超え 300日以下の期間	100分の25を3月及び 100分の50を1月
300日を超え 330日以下の期間	100分の25を3月及び 100分の50を2月
330日を超え 360日以下の期間	100分の25を3月及び 100分の50を3月
360日を超える期間	100分の25を3月、 100分の50を3月及び 100分の75を長期欠席期間の日数から360を減じた数を30で除して得た月数(小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。)

- 2 前項の場合において、長期欠席が継続することにより一の区分の長期欠席期間に該当する議会議員が他の区分の長期欠席期間に該当することとなった場合の減額については、別の区分において適用された減額割合及び減額月に係る部分と同一の部分については適用しない。
- 3 第1項の規定は、長期欠席に該当するに至った日の属する月の翌月分から

適用する。

- 4 議員報酬等条例第3条第2項に規定する期末手当の額の算定については、前3項の規定は、適用しない。

(期末手当の減額)

第5条 議員報酬等条例第3条第2項の規定にかかわらず、在職日（議員報酬等条例第3条第1項に規定する在職日をいう。）前6月以内の期間（以下この条において「算定期間」という。）において、前条の規定により議員報酬が減額されて支給された月がある場合における期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により算定される期末手当の額から、算定期間における各月の議員報酬の減額割合を加えて得た割合を6月で除して得た割合を当該額に乘じて得た額を減じた額とする。

(適用除外)

第6条 議会議員が次に掲げる事由により長期欠席をした場合は、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害（非常勤特別職員公務災害補償条例（昭和42年横須賀市条例第36号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。）
- (2) 出産（出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間の範囲内である場合に限る。）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
- (4) 災害、事故その他議会議員の責めによらない場合で、議長がやむを得ないと認める事由

(減額の適用)

第7条 この条例の規定による議員報酬及び期末手当の減額については、当該減額の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬及び期末手当に限り適用する。

(端数計算)

第8条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(疑義の決定)

第9条 第6条の規定の適用について疑義が生じたときは、議長が決定する。

- 2 議長は、前項の規定による決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる会議等を欠席した議員の議員報酬及び期末手当について適用する。